

議員提出議案第 5 号

武器輸出について憲法の平和主義並びに国連憲章に基づく厳格な運用を  
求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により  
提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員

西 聖一  
岩田 智子  
幸村 香代子

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

武器輸出について憲法の平和主義並びに国連憲章に基づく厳格な運用を求め  
る意見書

政府は、武器輸出に関するルールである「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、輸出を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘分野の5類型に限定してきた枠組みを撤廃し、ミサイルや戦闘機、護衛艦、潜水艦などの殺傷能力のある武器輸出も原則可能とした。平和国家としての在り方に関わる歴史的な政策の大転換であるにもかかわらず、国会での議論を経ずに閣議決定をした政府の姿勢は国民不在と言わざるを得ない。

日本を取り巻く安全保障環境は近年厳しさを増している。完成品の移転は地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧であることや、国会の関与が輸出決定後の事後通知にとどまることなど、輸出に関する歯止めが不十分となっている点も問題である。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 憲法の平和主義の理念と国連憲章の遵守を堅持し、「国際紛争を助長することになること、あるいは国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上で武器を輸出することは、平和的生存権を保障するという憲法の本質に反する」との歴代政府が積み上げてきた政府見解を堅持しつつ、その整合性について説明責任を果たすこと。
- 2 防衛装備移転の拡大が、東アジアの軍拡競争を助長し「平和国家」としての日本の信頼を損なうことがないよう、多角的な外交シミュレーションを実施し、平和外交への影響評価と国際的信頼の堅持に努めること。
- 3 5類型を撤廃することは、より広範な防衛装備移転へと目的が拡大・変容するものであることから、その正当性と必要性について、国会の場において国民に明確に説明すること。
- 4 武力紛争当事国への移転については、移転先国家が武力行使を行っている場合には例外を認めず、憲法の平和主義並びに国際法上の適法性を担保するための具体的な基準をあらかじめ策定・公表するとともに、「紛争当事国」の定義を見直すこと。
- 5 殺傷力の高い武器や過去に政府として判断を行ったことがない初の案件については閣議決定を行うなど、政府全体で責任を負うこと。その際、移転対象を国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務づける国際約束の締約国に限定し、かつこれを誠実に履行すると認められる国に限定すること。
- 6 一定の金額を超える案件については、国会への事前通知を義務化し、反対決議がないことを移転の条件とすることを含め検討を行うこと。
- 7 目的外使用を阻止するための監視体制を一段と強化するとともに、移転判断の根拠やプロセスを可能な限り可視化し、事後的な検証を可能にする情報公開の仕組みを整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会 議長 内野 幸喜

衆議院議長 森 英 介 様  
参議院議長 関 口 昌 一 様  
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様  
外務大臣 茂 木 敏 充 様  
防衛大臣 小 泉 進 次 郎 様  
内閣官房長官 木 原 稔 様